

みらい1分ニュースレター

2010/4/5 第33号

毎週月曜配信

中国版

【滴水穿石】

今回は日本企業が中国に駐在員事務所を設立する際の通知事項です。日本における管理体制と比較すると、その管理の厳しさが分かりますね。とりわけ営業活動に従事していないかどうかの確認は、厳格になされます。

みらいコンサルティング(株) 国際ビジネス部
中国ニュース配信サービス事務局

Peoples Republic
of China

テーマ

外国企業の駐在員事務所に関する管理強化の通知

←ポイント

✓公布部門： 中国国家工商行政管理総局、公安局

✓施行： 2010年1月4日より

✓注目すべきポイント：

1. 登記証明書の有効期限は一律1年
2. 代表者人数の上限は4人(首席代表を含める)
3. 設立後3ヶ月以内に工商行政管理局による現場審査あり

✓影響： 中国の管理・監督が強化されるため、日本企業は駐在員事務所の管理について、一層の注意が必要となります。

←解説

◆同通知の5つの主要内容

(1) 登記審査の強化

新規設立又は名称変更の際、以下3つの書類が必要となります。①当該外国企業が本国において2年以上継続して営業している証明(商業謄本等)、②当該外国企業と取引がある金融機関が発行した資本信用の証明、③上述②の証明に係る当該外国政府機構又は公証役場の公証および中国大使館の認証。

(2) 登記証明書の有効期限の統一

駐在員事務所の登記証の有効期限は一律、1年間になります。過去に発行された登録証明書のうち有効期限1年以上のものについては、更新の際1年に切り替えさせられる方針です。

(3) 代表者人数の制限

駐在員事務所の代表者人数は4人(首席代表を含める)を超えてはなりません。現在4人以上の代表が存在する駐在員事務所については、原則として、今後は代表人数を減少させる申請のみが受理されます(現状維持は認めるものの追加の申請は不可という方針です)。

(4) 現場審査受けの義務化

各地の工商行政管理局は、駐在員事務所の設立後3ヶ月以内に現場審査を行います。審査内容には、オフィスの実態、活動内容、活動形式、人員等です。

(5) 日常管理・監督の徹底化

工商行政管理局は公安局と情報共有、連携しながら、駐在員事務所に対する管理・監督を行っていきます。偽住所での登記や、有料にて実施している各種活動、登記地と異なる地方での営業行為等の有無に対する監査と処罰を徹底します。

執筆：莫 健潔(ばく けんけつ)

 みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>
税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)
◇[大阪支社] 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 TEL: 06-4705-7010
◇[名古屋事務所] 愛知県名古屋市中区栄2-11-7 TEL: 052-253-5606

